

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
951	家庭的保育（保育ママ）事業の基準緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第9項 ・児童福祉法第34条の16 ・児童福祉法施行規則第1条の32 ・家庭的保育事業の実施について ・保育対策等促進事業の実施について 	<p>子ども・子育て関連3法の本格施行時※子ども・子育て関連3法の本格施行時期は、消費税10%引き上げ時期（平成27年10月）を踏まえた上で政令で定めることとされている。</p>	<p>〔第22次提案等に対する対応方針（平成25年5月17日）〕 家庭的保育者認定のための基礎研修及び認定研修の科目及び時間の緩和について検討を行う。</p>	検討中	<p>平成25年4月に設置された、子ども・子育て会議において、地域型保育事業（家庭的保育事業を含む）の基準について議論が行われ、平成25年12月26日にとりまとめられた。 家庭的保育者については、現行制度と同様に知識及び経験を有すると認められる者とし、必要な研修を求めるとされた。なお、子ども・子育て支援新制度における研修については、現行の研修の内容も踏まえた上で、研修実施体制や研修対象者の増加等を勘案し、見直ししていくこととされた。 今後、平成27年度の新制度の施行に向けて検討を行う。</p>	厚生労働省
952	一時預かり事業の基準の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法附則第10条第1項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令（平成26年4月1日施行予定） ・平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱 ・一時預かり事業実施要綱 	<p>子ども・子育て関連3法の本格施行時※子ども・子育て関連3法の本格施行時期は、消費税10%引き上げ時期（平成27年10月）を踏まえた上で政令で定めることとされている。</p>	<p>〔第22次提案等に対する対応方針（平成25年5月17日）〕 一時預かり事業の保育士に限られている人員配置の要件を、家庭的保育者等まで拡大することについて検討を行う。</p>	全国で実施	<p>平成25年4月26日に設置された、子ども・子育て会議において、一時預かり事業について議論が行われ、平成25年12月26日にとりまとめられた。 人員配置の要件は、1日当たり平均利用児童数3人以下の施設においては、家庭的保育者と同等の研修を受けた者を保育士とみなすことができる等の見直しを行うこととし、平成26年度から実施することとしている。</p>	厚生労働省